

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
1. カードの利用	(1)	本人(下記に定義)は、SMBC信託銀行バンキングカード(以下「カード」といいます)を次の場合に利用することができます(以下それぞれを「本件取引」といいます)。①株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます)又は日本国内若しくは国外において株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)がオンライン現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携機関」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金(以下「預金」といい、預金名義人を「本人」といいます)の払戻を行う場合 ②提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関(以下「預金業務提携機関」といいます)の、それぞれ日本国内におけるATMを利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定するSMBC信託銀行デビットカード取引規定(以下「デビットカード規定」といいます)において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「デビットカード取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末」といいます)を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」(以上各用語の意味はデビットカード規定に定義)によって「加盟店」に支払う場合 ④三井住友銀行の日本国内におけるATMを利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引を行う場合 ⑥その他当行所定の取引をする場合	(1)	本人(下記に定義)は、SMBC信託銀行バンキングカード(以下「カード」といいます)を次の場合に利用することができます(以下それぞれを「本件取引」といいます)。①株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます)又は日本国内若しくは国外(国外については該当するカードに限り、以下同じ。)において株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)がオンライン現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携機関」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金(以下「預金」といい、預金名義人を「本人」といいます)の払戻を行う場合 ②提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関(以下「預金業務提携機関」といいます)の、それぞれ日本国内におけるATMを利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定するSMBC信託銀行ジェイデビットカード取引規定(以下「ジェイデビットカード規定」といいます)において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「ジェイデビットカード取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末」といいます)を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」(以上各用語の意味はジェイデビットカード規定に定義)によって「加盟店」に支払う場合 ④三井住友銀行の日本国内におけるATMを利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引を行う場合 ⑥その他当行所定の取引をする場合
3. デビットカード取引	3.	デビットカード取引	3.	ジェイデビットカード取引
	(1)	デビットカード取引については、本規定のほか、デビットカード規定に従います。	(1)	ジェイデビットカード取引については、本規定のほか、ジェイデビットカード規定に従います。
	(2)	端末によりデビットカード取引を行う場合は、第2-1条の規定を準用します。	(2)	端末によりジェイデビットカード取引を行う場合は、第2-1条の規定を準用します。
11. カードの管理等	(1)	当行は、ATM又は端末操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)と登録済暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻、デビットカード取引及び振込(以下「払戻等」といいます)に応じます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、本人が申告する暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)と登録済暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)との一致を当行所定の方法で確認の上取扱います。	(1)	当行は、ATM又は端末操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)と登録済暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻、ジェイデビットカード取引及び振込(以下「払戻等」といいます)に応じます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、本人が申告する暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)と登録済暗証(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)との一致を当行所定の方法で確認の上取扱います。
13. 紛失カードによる払戻等	(1)	紛失したカードについては、前条第(1)項に従った本人からの通知以前に、第三者による不正使用によって本人に損害が生じても、当行は何ら責任を負いません。	(1)	紛失したカードについては、前条第(1)項に従った本人からの通知以前に、第三者による不正使用によって本人に損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
16. 届出事項の変更等		ATM若しくは端末の誤操作によってカードが無効となった場合、又は氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合、本人は直ちに当行所定の手続(当行所定の書式とともにカードも併せて提出する等)に従って当行に届出るとします。本人からの届出完了以前に、代理権を失った代理人によるカードの使用等によって本人に損害が生じても、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手続に所定の日数がかかる場合は、届出は、その手続完了時に完了したものとみなします。		ATM若しくは端末の誤操作によってカードが無効となった場合、又は氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合、本人は直ちに当行所定の手続(当行所定の書式とともにカードも併せて提出する等)に従って当行に届出るとします。本人からの届出完了以前に、代理権を失った代理人によるカードの使用等によって本人に損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手続に所定の日数がかかる場合は、届出は、その手続完了時に完了したものとみなします。
18. カードの解約等	(1)	理由の如何を問わず当行又は本人により預金の口座が解約された場合、又は本人がカードの使用を取りやめる場合には、本人はカードを直ちに当行に返却するものとします。	(1)	当行又は本人により預金の口座が解約された場合、又は本人がカードの使用を取りやめる場合には、本人はカードを直ちに当行に返却するものとします。
	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが本人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
18. カードの解約等	(5)	<p>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行は代理人に対するこのサービスを停止し、または代理人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。</p> <p>①代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>②代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p>	(5)	<p>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行は代理人に対するこのサービスを停止し、または代理人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでもそれが本人または代理人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして解約されるものとします。</p> <p>①代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>②代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p>
	(6)	前2項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	(6)	前2項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
21. 当行の義務等	(3)	第18条第(2)項及び第(3)項に定めるほか、当行又は提携機関は、本人に対する何らの通知なくいつでも日本国内外のATM又は端末におけるカードの利用を、制限、停止又は解約することがあります。	(3)	第18条第(2)項及び第(3)項に定めるほか、当行又は提携機関は、合理的な理由があるときは、本人に対する何らの通知なくいつでも日本国内外のATM又は端末におけるカードの利用を、制限、停止又は解約することがあります。
	(5)	当行が第18条第4項ないし第6項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人および代理人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって本人または代理人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	(5)	当行が第18条第4項ないし第6項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人および代理人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって本人または代理人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
23. 本規定の変更		当行は本規定の内容を、本人に事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト等、当行所定の方法により本人に通知します。		当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、国内の支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヵ月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。
		以上(2018年7月14日現在)		以上、SMBC信託銀行バンキングカード規定は、2019年10月1日より適用されます。

		現行の「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言
		SMBC信託銀行デビットカード取引規定		SMBC信託銀行ジェイデビットカード取引規定
1. 適用範囲		本人(SMBC信託銀行バンキングカード規定(以下「カード規定」といいます)に定義された本人のうち、本規定においては個人をさします。以下本規定における用語の意味は、別途定義されない限り、カード規定に従うものとします)が下記各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対してデビットカード(以下に定義)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます)については、この規定により取扱います。デビットカードとは、当行がカード規定に基づいて発行するカードのうち、普通預金のキャッシュカードをいいます。		本人(SMBC信託銀行バンキングカード規定(以下「カード規定」といいます)に定義された本人のうち、本規定においては個人をさします。以下本規定における用語の意味は、別途定義されない限り、カード規定に従うものとします)が下記各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対してジェイデビットカード(以下に定義)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落によって支払う取引(以下「ジェイデビットカード取引」といいます)については、この規定により取扱います。ジェイデビットカードとは、当行がカード規定に基づいて発行するカードのうち、普通預金のキャッシュカードをいいます。
		<p style="text-align: center;">記</p> <p>①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます)所定の加盟店規約(以下「加盟店規約」といいます)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一つ又は複数の金融機関(以下「加盟店金融機関」といいます)と加盟店規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「直接加盟店」といいます)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のデビットカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>②加盟店規約を承認のうえ、直接加盟店と加盟店規約所定の間接加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「間接加盟店」といいます)。但し、加盟店規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のデビットカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>③加盟店規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され、加盟店金融機関と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、加盟店規約を承認した法人又は個人(以下「組合事業加盟店」といいます)。但し、加盟店規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のデビットカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p>		<p style="text-align: center;">記</p> <p>①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます)所定の加盟店規約(以下「加盟店規約」といいます)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一つ又は複数の金融機関(以下「加盟店金融機関」といいます)と加盟店規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「直接加盟店」といいます)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のジェイデビットカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>②加盟店規約を承認のうえ、直接加盟店と加盟店規約所定の間接加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「間接加盟店」といいます)。但し、加盟店規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のジェイデビットカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>③加盟店規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され、加盟店金融機関と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、加盟店規約を承認した法人又は個人(以下「組合事業加盟店」といいます)。但し、加盟店規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のジェイデビットカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p>

		現行の「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言
1-2. 反社会的勢力との取引拒絶		このデビットカードの発行は、第4条第5項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第4条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのデビットカードの発行をお断りするとともに、当該本人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。		このジェイデビットカードの発行は、第4条第5項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第4条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのジェイデビットカードの発行をお断りするとともに、当該本人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。
2. 利用方法等	(1)	本人は、デビットカードをデビットカード取引に利用する場合、自らデビットカードを加盟店に設置された端末機に読み取らせるか、又は加盟店にデビットカードを引渡して加盟店をして端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、第三者(加盟店の従業員を含みます)に見られないように十分注意して、端末機にデビットカードの暗証番号を自ら入力するものとします。	(1)	本人は、ジェイデビットカードをジェイデビットカード取引に利用する場合、自らジェイデビットカードを加盟店に設置された端末機に読み取らせるか、又は加盟店にジェイデビットカードを引渡して加盟店をして端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、第三者(加盟店の従業員を含みます)に見られないように十分注意して、端末機にジェイデビットカードの暗証番号を自ら入力するものとします。
	(2)	本人は、現金の払戻を目的としてデビットカードを利用することはできません。	(2)	本人は、現金の払戻を目的としてジェイデビットカードを利用することはできません。
	(3)	本人は、次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。 ①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合 ②1回あたりのデビットカードの利用金額が、加盟店所定の最高限度額を超え、又は最低限度額に満たない場合 ③購入する商品又は提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務等に該当する場合 ④1日あたりのデビットカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額及び振込金額を含みます)が、当行所定の金額を超える場合 ⑤当行所定の回数を超えてデビットカードの暗証番号が誤って端末機に入力された場合 ⑥デビットカード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合 ⑦当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日又は時間帯においてデビットカード取引を行おうとする場合	(3)	本人は、次の場合には、ジェイデビットカード取引を行うことはできません。 ①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合 ②1回あたりのジェイデビットカードの利用金額が、加盟店所定の最高限度額を超え、又は最低限度額に満たない場合 ③購入する商品又は提供を受ける役務等が、加盟店がジェイデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務等に該当する場合 ④1日あたりのジェイデビットカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額及び振込金額を含みます)が、当行所定の金額を超える場合 ⑤当行所定の回数を超えてジェイデビットカードの暗証番号が誤って端末機に入力された場合 ⑥ジェイデビットカード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合 ⑦当行がジェイデビットカード取引を行うことができないと定めている日又は時間帯においてジェイデビットカード取引を行おうとする場合
3. デビットカード取引契約等	3.	デビットカード取引契約等	3.	ジェイデビットカード取引契約等
		前条第(1)項により暗証番号が入力された時点で、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落によって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落の指図及び当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託が行われたものとみなされるものとします。本人は、この預金引落の指図については、払戻請求書を提出する必要はありません。		前条第(1)項により暗証番号が入力された時点で、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落によって支払う旨の契約(以下「ジェイデビットカード取引契約」といいます)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落の指図及び当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託が行われたものとみなされるものとします。本人は、この預金引落の指図については、払戻請求書を提出する必要はありません。

		現行の「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言
4. デビットカード取引契約解除の場合	4.	デビットカード取引契約解除の場合	4.	ジェイデビットカード取引契約解除の場合
	(1)	デビットカード取引により預金口座の預金の引落が行われた場合、本人は、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます)等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人及び当行を含みます)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求することも、また当行に対して引落された預金の原状回復を請求することもできません。	(1)	ジェイデビットカード取引により預金口座の預金の引落が行われた場合、本人は、ジェイデビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます)等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてジェイデビットカード取引契約が解消された場合を含みます)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人及び当行を含みます)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求することも、また当行に対して引落された預金の原状回復を請求することもできません。
	(2)	前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にデビットカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の原状回復を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は、引落された預金の原状回復を行います。本人は、加盟店経由で引落された預金の原状回復を請求するにあたっては、自らデビットカードを端末機に読み取らせるか又は加盟店にデビットカードを引渡して加盟店をして端末機に読み取らせるものとします。当行は、端末機から送信された取消の電文を受信することができないときは、その理由の如何を問わず引落された預金の原状回復を行いません。	(2)	前項にかかわらず、ジェイデビットカード取引を行った加盟店にジェイデビットカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の原状回復を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をジェイデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は、引落された預金の原状回復を行います。本人は、加盟店経由で引落された預金の原状回復を請求するにあたっては、自らジェイデビットカードを端末機に読み取らせるか又は加盟店にジェイデビットカードを引渡して加盟店を通して端末機に読み取らせるものとします。当行は、端末機から送信された取消の電文を受信することができないときは、引落された預金の原状回復を行いません。
	(4)	デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第(1)項から前項に準じて取扱うものとします。	(4)	ジェイデビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためジェイデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第(1)項から前項に準じて取扱うものとします。
	(5)	次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。 なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合	(5)	次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。 なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが本人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合

	現行の「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」文言
4. デビットカード取引契約解除の場合	(5) A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(5) A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	
	(6) 前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	(6) 前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、合理的な理由があり、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	
	(7) 当行が前2項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって本人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	(7) 当行が前2項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって本人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。	
5. 本規定の変更			当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、国内の支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヵ月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。
6. 準拠法等			(1) 本規定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈します。 (2) 本規定の邦文と英文の記載において齟齬がある場合は、邦文の規定を優先します。
	以上(2018年7月14日現在)		以上、SMBC信託銀行ジェイデビットカード取引規定は、2019年10月1日より適用されます。

	現行の「SMBC信託銀行バンキングカード生体認証規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード生体認証規定」文言
			本規定は、生体認証情報の登録を行ったSMBC信託銀行バンキングカード(ICチップ付き)(以下、「カード」という)を利用する場合に適用されます。尚、本規定に定めのない事項については「SMBC信託銀行バンキングカード規定」(以下、「カード規定」という)および「SMBC信託銀行デビットカード取引規定」(以下、「デビットカード規定」という)が適用されるものとします。
3. 生体認証情報登録済みICキャッシュカードの利用			「生体認証情報登録済みカード」の利用には、「カード規定」および「デビットカード規定」に定められている範囲が適用されるものとします。利用にあたっては、原則として当行による「生体認証」を行うこととします。
10. 本規定の変更			当行は本規定の内容を、本人に事前に通知することなく何時でも任意に変更ができるものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト等、当行所定の方法により通知します。
		以上(2015年11月1日現在)	以上、SMBC信託銀行バンキングカード生体認証規定は、2019年10月1日より適用されます。